

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 8月28日
【会社名】	株式会社ウッドフレンズ
【英訳名】	WOOD FRIENDS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 前 田 和 彦
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3 号
【電話番号】	052(249)3503
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 伊 藤 嘉 浩
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3 号
【電話番号】	052(249)3504
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 伊 藤 嘉 浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年8月27日開催の当社第33回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年8月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第29条および第39条の一部を変更する。

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>[社外取締役についての責任限定契約] 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>[取締役についての責任限定契約] 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、同法第423条第1項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>
<p>[社外監査役についての責任限定契約] 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>[監査役についての責任限定契約] 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項の行為に関する責任につき、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、前田 和彦、笹原 利明、加藤 猛雄、伊藤 嘉浩、吉田 祥子および川口 一幸を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、大場 康史を選任する。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役鬼頭 誠氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。その具体的金額と、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	12,237	7	-	(注)1	可決(99.94%)
第2号議案				(注)2	
前田 和彦	12,235	9	-		可決(99.92%)
笹原 利明	12,237	7	-		可決(99.94%)
加藤 猛雄	12,235	9	-		可決(99.92%)
伊藤 嘉浩	12,237	7	-		可決(99.94%)
吉田 祥子	12,237	7	-		可決(99.94%)
川口 一幸	12,237	7	-		可決(99.94%)
第3号議案				(注)2	
大場 康史	12,237	7	-		可決(99.94%)
第4号議案	12,219	25	-	(注)3	可決(99.79%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対および棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以上